SBI生命

2018年7月

SBI生命 終身医療保険

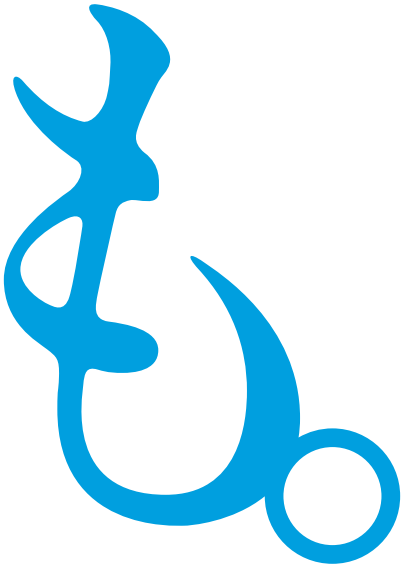

終身医療保険
（無解約返戻金型）

契約概要および重要事項のお知らせ（注意喚起情報）

ご契約前に必ずお読みください

この「契約概要および重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」は、
契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、
内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

この「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

重要事項のお知らせ（注意喚起情報）

この「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

この「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

契約概要

この「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 商品の特徴

商品名称	SBI生命終身医療保険　も。
正式名称	終身医療保険（無解約返戻金型）
特徴	病気やケガによる所定の入院・手術の保障を確保できる商品です。 特約を付加することにより、通院・在宅医療・先進医療の保障も確保できます。

2 商品の仕組みについて

〈終身医療保険（無解約返戻金型）〉

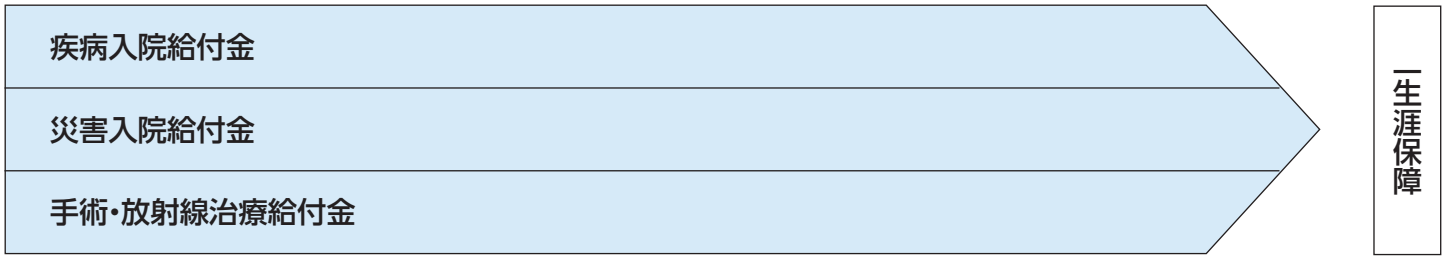

〈終身通院特約（無解約返戻金型）〉

〈終身在宅医療特約（無解約返戻金型）〉

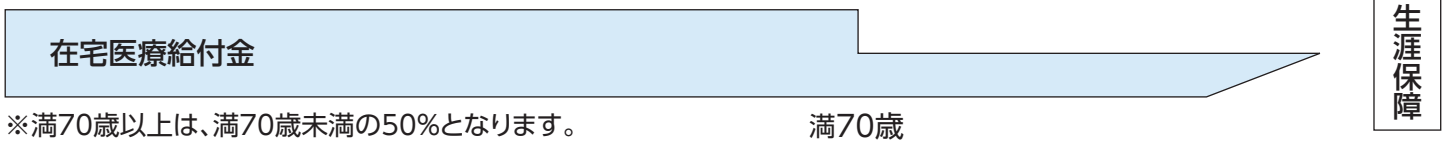

※満70歳以上は、満70歳未満の50%となります。　　満70歳

〈先進医療特約（無解約返戻金型）〉

（保険料払込歳満了）

10年※　10年　払込満了まで　90歳まで

（保険料終身払込）

10年※　10年　10年　90歳まで

※主契約の保険料払込期間が10年未満となる場合は、先進医療特約も主契約の払込期間と同じ保険期間となります。
※具体的なご契約の内容（保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

3 主契約の保障内容について

〈終身医療保険（無解約返戻金型）〉

給付金名称	お支払いする場合	お支払金額
疾病入院給付金 災害入院給付金	被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として1日以上入院したとき （疾病・災害それぞれ1入院につき60日型60日・120日型120日まで・通算1095日まで）	入院給付金日額 ×入院日数
手術・放射線 治療給付金	被保険者がつぎのいずれかに該当したとき ・重大手術を受けたとき ・入院中に重大手術以外の手術を受けたとき ・入院中以外に重大手術以外の手術を受けたとき ・放射線治療を受けたとき （放射線治療計画にそって60日に1回限度） ・骨髄移植術・骨髄幹細胞採取術（自家移植を除く）を受けたとき （骨髄幹細胞採取術については保険期間を通じて1回限度）	 入院給付金日額×40 入院給付金日額×10 入院給付金日額×　5 入院給付金日額×10 入院給付金日額×10

※受取人は被保険者となります。ただし、ご契約者が法人の場合は、原則ご契約者となります。

※重大手術とは下記の手術をいいます。

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次に定めるもの。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・縦隔鏡を用いた手術および穿頭術は除きます。

①主約款別表11に定める悪性新生物に対する開頭手術・開胸手術・開腹手術および四肢切断術（手指・足指を除きます。）

②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術

③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する、心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸手術・開腹手術

④日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓（それぞれ人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律に適合する場合に限るものとし、また、ドナー側は対象外とします。

- 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処理をともなわない人間ドック検査等による入院は、お支払いの対象となる入院には該当しません。
- 1日の入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料のお支払いの有無等を参考に判断します。
- 疾病による入院には、不慮の事故（主約款別表2）による傷害の治療を目的として、その事故の日を含めて180日経過後に開始した入院、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院、異常分娩（分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの）のための入院を含みます。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いしません。
- 同時に2種類以上の手術を受けたときは、給付金の金額の最も高いいずれか1種類の手術のみを受けたものとみなして、手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等はお支払いの対象となる手術には該当しません。

〈保険料の払込免除について〉

- 傷害または疾病で、所定の高度障害状態になられたときは、当社は、将来の保険料のお払込みを免除します。
- 不慮の事故による傷害で、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、当社は、将来の保険料のお払込みを免除します。
- 所定の保険料のお払込みを免除しない事由によって、上記の高度障害状態または身体障害の状態になられたときは、お払込みの免除をいたしません。保険料のお払込みを継続していただきます。

4 特約の保障内容について

〈終身通院特約（無解約返戻金型）〉

給付金名称	お支払いする場合	お支払金額
疾病通院給付金 災害通院給付金	被保険者が入院給付金支払対象の入院をし、退院の翌日からその日を含めて120日以内に入院と同一原因で通院したとき （疾病・災害それぞれ1入院につき30日まで・通算1095日まで）	通院給付金日額×通院日数

●疾病通院給付金と災害通院給付金は重複してお支払いしません。
●入院給付金が支払われる日は通院給付金をお支払いしません。
●同一の日に2回以上通院した場合は、1回の通院とみなします。

〈終身在宅医療特約（無解約返戻金型）〉

給付金名称	お支払いする場合	お支払金額
在宅医療給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる入院の退院後に、当該入院の原因と同一の原因により、公的医療保険制度を利用して、在宅医療を受けたとき （通算36か月分まで）	1か月（月初から月末まで）の期間における1回以上の在宅医療受診につき、 在宅医療給付金月額（入院給付金日額の6倍。ただし、6万円限度） （満70歳以上で在宅医療を受けたとき、在宅医療給付金月額の50%）

●在宅医療とは、通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいいます。そのため、往診は該当しません。
●次の場合は、お支払事由に該当しないため、在宅医療給付金はお支払いいたしません。
・公的医療保険制度を利用しないで在宅医療を受けたとき
・公的介護保険制度を利用した介護サービスを受けたとき
・通院が困難であると医師が判断しないとき
・歯科医師による在宅医療を受けたとき

〈先進医療特約（無解約返戻金型）〉

給付金名称	お支払いする場合	お支払金額
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に先進医療を受けたとき （通算2,000万円まで）	先進医療技術料被保険者負担額

●次の①から⑤の費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。
①公的医療保険制度の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）
②先進医療以外の評価療養のための費用
③選定療養のための費用
④食事療養のための費用
⑤生活療養のための費用
●療養を受けた日現在、厚生労働大臣が認める先進医療に該当していない場合は、お支払いできません。
●すでに当社の他のご契約に先進医療特約が付加されている場合は、付加することができません。

5 先進医療特約（無解約返戻金型）の更新について

●先進医療特約（無解約返戻金型）は、保険期間10年で自動更新します。
●保険料払込期間満了までの期間が10年に満たない場合は、保険料払込期間満了までの年数で更新します。
●保険料払込期間満了後に先進医療特約（無解約返戻金型）の更新を希望する場合は、保険期間を90歳満了として更新できます。
その場合は、更新から満了までの保険料を全期前納でお払込みください。
（注）全期前納とは…保険期間全期間の保険料を保険会社に預ける形で1回で支払う方法をいいます。
●終身払込の場合は、更新後の保険期間満了日の翌日の年齢が90歳をこえる場合には、90歳までの保険期間に変更して更新します。
●先進医療特約（無解約返戻金型）が更新された場合、先進医療給付金の通算支払限度は、更新前後を通じ、2,000万円となります。

6 指定代理請求特約について

被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ、ご契約者が被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が、受取人にかわって給付金等をご請求することができます。この特約は、ご契約時もしくは保険期間中に、ご契約者の申し出により付加するものとします。
〈指定代理請求人の範囲〉
①被保険者の戸籍上の配偶者または直系血族
直系血族がいない場合は、被保険者の兄弟姉妹、兄弟姉妹もいない場合は甥姪
②被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
※上記に該当する方がいない場合については、指定代理請求特約条項をご参照ください。
※給付金の請求時点において、上記のいずれかに該当している必要があります。

●指定代理請求人によるご請求により給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。したがって、被保険者の了知なしにこの給付金が支払われ、以後の給付金等のお支払いの残日数が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
●給付金のお支払後にご契約者（被保険者）から契約内容についてご照会があったときには、ご契約者（被保険者）に給付金を支払済の旨、回答せざるを得ないことがあります。このため被保険者（ご契約者）に、給付金の支払事由を知られることがあります。

7 お取扱い条件について

契約年齢	6歳～75歳 （保険料払込期間・申込経路による）	入院給付金日額	5,000～20,000円 （1,000円単位、年齢・申込経路による）
保険期間	終身	保険料払込回数	月払・年払
保険料払込期間	60歳・65歳・70歳払込満了・終身払込	保険料払込経路	口座振替扱・クレジットカード扱

※ご契約時の保険料は契約日現在の被保険者の満年齢（契約年齢といいます。）で計算されます。

8 解約返戻金について

●保険料のお払込みが完了した場合は、主契約には入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。
●上記の場合を除き、主契約・特約ともに解約返戻金はありません。

9 死亡保険金について

●主契約・特約ともに死亡保険金はありません。

10 配当金について

●主契約・特約ともに配当金はありません。

11 引受保険会社について

引受保険会社　：SBI生命保険株式会社
所在地　　：〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
電話　　：0120-272-060（土日・祝日・年末年始を除く）

12 指定紛争解決機関について

●当社商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
〈一般社団法人 生命保険協会〉
ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/

重要事項のお知らせ（注意喚起情報）

この「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえお申し込みください。
また、契約概要についても併せて必ずご確認ください。
なお、この「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 ご契約お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

●お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または、契約申込の撤回について記載した書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、下記の場合を除きます。
・保険会社の指定する医師の診査が終了した場合
・保険契約者が法人の場合

●お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便によりSBI生命宛に発信してください。
〈書面送付先〉
〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
SBI生命保険株式会社　お客様サービス部　契約課

2 告知義務について（正しい告知をしていただくためのご留意点）

●**告知の重要性について**
ご契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が無条件にご契約をしますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

●**告知受領権について**
告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

●**告知後の流れおよびお引受けについて**
傷病歴・通院事実等を告知された場合、当社の定める診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。
ご契約をお断りすることもありますが、特別条件をつけてお引受けすることがあります。
傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、傷病によっては特別な条件をつけずにお引受けできる場合があります。

●正しく告知されない場合のデメリットについて

告知いただくことがらは、告知書に記載されています。万一、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期(日)(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。

・責任開始期(日)または復活日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があればご契約者にお支払いします。ただし、「給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。

3 責任開始期(日)について

口座振替扱・クレジットカード扱の場合は、保険契約のお申込みを受けたとき、または被保険者に関する告知を受けたとき、のいずれか遅いときを責任開始期とし、そのときから保険契約上の責任を負います。

「お申込を受けたとき」とは下記のとおりです。

・代理店募集人が申込書を受領したとき(対面募集)

・申込書類郵送の際の消印日付(DM等非対面募集)※

・ネット申込受信日(ネット非対面募集)

※消印日付が確認できない場合は「当社到着日−2営業日」を申込書受領日とします。

4 給付金をお支払いできない場合について

●保険金等のお支払事由に該当しない場合

・責任開始期(復活の場合は復活日)前の病気や不慮の事故を原因とする場合

・「入院」、「手術」、「在宅医療」等が約款に定める要件にあてはまらない場合

●保険金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

・責任開始日(復活の場合は復活日)から3年以内の被保険者の自殺

・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるお支払事由の発生等、約款に定める免責事由に該当する場合

●保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

●保険契約のお申込みや復活等の際に、保険金等を不法に取得する目的があってご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合

●保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合

●第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合

●第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

5 保険料の払込猶予期間・失効・復活について

●保険料払込猶予期間について

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料のお払込みの猶予期間を設けています。

払込回数	猶予期間
月払契約	払込期月の翌月初日から末日までです。
年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。 ※契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ、4月・8月・1月の各末日です。

●ご契約の失効について

お払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は失効します。

●ご契約の復活について

失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。

・あらためて告知（ご契約によっては診査）をしていただきます。健康状態等によっては、復活できないこともあります。

・当社がご契約の復活を承諾したときは、お払込みを中止されたときから復活するときまでの保険料（復活保険料およびその利息）を一括して払込んでいただきます。

・当社がご契約の復活を承諾したときは、告知と失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約と解約返戻金について

●お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

●解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●終身医療保険（無解約返戻金型）は、保険料の払込期間中の場合は、主契約の解約返戻金はありません。
保険料のお払込みが完了した場合は、主契約には入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。
特約には解約返戻金はありません。

7 新たなご契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約・減額する場合には、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

●多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

●新たな保険契約についても一般のご契約と同様に告知義務があります。現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約のお申込みの際は新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

●詐欺によるご契約の取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

●告知が必要な傷病歴などがある場合には、新たな保険契約をお引き受けできなかったり、その事実をありのままに告知いただけなかったために、上記のとおりご契約が解除されたり取消になることもありますので、ご注意ください。

8 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合でも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉
生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820　ホームページ　http://www.seihohogo.jp/

9 預金等との違いについて

この保険は、当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

10 保険金・給付金等のお支払い手続きの留意点について

- 当社は、お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等についてもすみやかに当社へご連絡ください。
- ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず当社へご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者が請求できない特別な事情のある場合、保険種類によっては同居のご親族等が被保険者に代わってご請求いただける場合があります。詳しくは当社までお問合せください。
- 指定代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

11 お問い合わせ先について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客様コンタクトセンターへご連絡ください。

〈SBI生命　お客様コンタクトセンター〉
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
0120-272-811（受付時間 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

- 当社商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
  一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
  生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

〈一般社団法人 生命保険協会〉
ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/

12 個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱いについて）

当社は、お客様の大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な責務であると認識しています。お客様に信頼される保険会社であり続けるために、個人情報保護方針を以下のとおり定め、当社の役員および従業員全員が、この方針を遵守して、お客様の個人情報の取扱いに万全をつくしてまいります。

1.関連法令の遵守

当社は、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）をはじめとする関連法令のほか、個人情報保護委員会や金融庁の定めるガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を適正に取り扱います。

2.個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。ただし、関連法令等に基づく場合は、この限りではありません。

⑴各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
⑵当社および当社の関連会社・提携会社（当社の募集代理店を含む）の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
⑶当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの開発・充実
⑷各種イベント、キャンペーンおよびセミナー等に関する案内
⑸市場調査、データ分析およびアンケート等の実施
⑹その他保険に関連・付随する業務

3.個人情報の取得方法

当社は、関係法令等に従い、適正な方法により個人情報を取得します。具体的には、アンケート等により取得する方法、契約申込書等により取得する方法、ご本人からの告知や、ご本人の同意に基づき医師から取得する方法等により取得します。

なお、当社窓口へのお電話につきましては、業務上必要な限度で録音させていただくことがあります。

4.センシティブ情報（機微情報）等の取扱い

当社は、保険業法施行規則の規定に基づき、保険医療に関する情報等のセンシティブ情報（機微情報）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

⑴法令等に基づく場合
⑵人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
⑶公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
⑷国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑸相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
⑹保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報保護法に定める要配慮個人情報として、関連法令やガイドライン等に従って適切に取り扱います。

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則の規定に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

5.個人番号（マイナンバー）および特定個人情報の取扱い

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）等の関連法令および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等のガイドラインを遵守して、個人番号（マイ

ナンバー）およびこれを含む特定個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。
当社は、以下の目的の範囲内で、特定個人情報等を利用いたします。
⑴保険取引に関する支払調書作成事務
⑵給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
⑶社会保険（国民年金の第3号被保険者の届出事務を含む）、雇用保険届出事務
⑷報酬・料金等の支払調書作成事務
⑸その他法令等に定める個人番号関係事務等
当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。また、当社は、「特定個人情報等取扱規程」を定め、特定個人情報等の安全管理が図られるよう、役員および従業員に対し必要かつ適切な監督を実施します。

6.匿名加工情報等の取扱い

当社は、個人情報保護法に基づき、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報（匿名加工情報）およびその加工方法等に関する情報（加工方法等情報）について、個人情報保護法等の関連法令および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」等のガイドラインを遵守して、適正に取り扱います。
当社は、匿名加工情報および加工方法等情報について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

7.個人情報の第三者提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
⑴ご本人が同意されている場合
⑵関連法令に基づく場合
⑶保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
⑷当社の業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
⑸その他個人情報保護法に基づきご本人の同意なく提供が認められている場合
当社は、募集代理店に対して保険募集業務等の委託を行っており、上記(4)に基づき、委託業務の遂行に必要な範囲で個人情報を募集代理店に提供します。募集代理店が、当社から提供された個人情報を上記2に定める利用目的以外の目的で利用することはありません。

8.ご本人の同意に基づく第三者提供の具体例

お客様の個人情報をご本人の同意に基づき第三者に提供する例として、以下のような場合があります。
⑴**団体保険**
団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険等の団体保険にご加入の場合、加入申込書等に記載された氏名・性別・生年月日・告知内容等の情報について、当社と保険契約者との間、または当社と当社以外の引受保険会社との間で、相互に提供することがあります。
⑵**再保険**
お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために、再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行う場合があります。再保険を行う場合、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引き受けを行う保険会社（外国にある保険会社を含みます。）に対して提供することがあります。

9.生命保険協会が運営する各種制度における個人情報の共同利用

当社は、一般社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等との間で保険制度の健全な運営のため、以下各制度において個人情報を共同利用する場合があります。

⑴保険契約等に関する情報の共同利用制度
・契約内容登録制度
・契約内容照会制度
・医療保障保険契約内容登録制度
・支払査定時照会制度
⑵募集代理店、募集人等に関する情報の共同利用制度
・募集人登録情報照会制度
・合格情報照会制度
・廃業等募集人情報登録制度
・代理店廃止等情報制度

10.SBIグループ内における個人情報の共同利用

当社は、当社が保有する下記⑴に記載する個人情報について、下記⑵に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、下記⑴エに記載の採用応募者に関する個人情報については、下記⑶オに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

⑴共同利用される個人情報の項目
ア.氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
イ.お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
ウ.顧客番号、取引番号等の管理番号等、お取引の管理に必要な情報
エ.SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

⑵共同利用者の範囲
以下のサイトに記載されているSBIグループ企業（以下「SBIグループ企業」といいます。）。なお、共同利用者は随時変更されることがあります。
http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html

⑶共同利用の利用目的
ア.SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合
SBIグループ企業の登録会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
イ.SBIグループ企業とのお取引の遂行
SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞等の応募、その他のお取引を申し込まれた場合に、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務を行うため
ウ.SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング
・SBIグループ企業による各種メールマガジン等の情報提供のため
・SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話等による情報提供のため
・性別、年齢、居住地、趣味・嗜好等の属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履歴等に応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
・SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
・アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選および賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため
エ.お問い合わせへの対応
SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話等の方法によるお問い合わせに対応するため
オ.求人、採用

SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報については、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため

カ.その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ.その他

SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

⑷個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBIホールディングス株式会社

⑸共同利用に関するお問い合わせ先

SBIホールディングス株式会社　総務人事部

TEL:03-6229-0100(代表)

11.個人情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏えい、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全を図るために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。具体的な対策として、以下のような取り組みを行っています。

⑴個人情報の取扱いについては社内規程を定め、これを当社の役員・従業員その他関係者に遵守させるとともに、個人情報の取扱いの継続的な改善に取り組んでいます。

⑵当社は、個人データ管理責任者を任命し、個人情報を厳格に管理しています。

⑶当社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の安全確保について周知徹底を図っています。

当社が業務委託を行う場合は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先の監督を適切に実施します。

12.個人情報の開示・訂正・利用停止等のご請求

お客様から、ご自身に係る情報について開示、訂正、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、特別の理由がないかぎり、個人情報保護法等に基づき、開示、訂正、利用停止等の対応を速やかに行います。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求は、下記13のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

13.お問い合わせ窓口

上記12の開示、訂正、利用停止等のご請求のほか、当社の個人情報、特定個人情報等、匿名加工情報等の取扱いにつきましてご意見やご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

SBI生命保険株式会社　お客様コンタクトセンター

所在地　　：〒106-6016　東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

電　話　　：0120-272-811

受付時間　：平日9:00～17:00

14.認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

【お問い合わせ先】

一般社団法人生命保険協会　生命保険相談室	
所在地	：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
電　話	：03-3286-2648
受付時間	：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページ	：http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

15.本方針の変更等

当社は、法改正に対応する必要性や事業上の必要性等に応じて、本方針の変更や改正を随時行います。これらの変更等については、当社のウェブサイトに掲載する等の方法で速やかにお知らせします。

Web 約款のご案内

～ SBI 生命では Web 約款のご利用を推進しています～

SBI 生命ではお申込みいただく生命保険商品の「ご契約のしおり・約款」をお客さまのパソコンなどからいつでも閲覧いただけるよう、ホームページに掲載しております。ぜひご利用ください。

【Web 約款の利点】

・お客さまのパソコンなどからいつでも閲覧いただけます。冊子のように探す手間もなく、保管の必要がありません（保存・印刷することもできます）。
・文字を拡大して閲覧いただけます。

【Web 約款の掲載場所】

SBI 生命のホームページ「Web 約款」をクリックいただくと閲覧いただけます。

【冊子の送付をご希望の場合】

契約申込書の所定欄へチェック（✔）をご記入ください（保険証券送付時に同封してお送りいたします）。
また、契約成立後でも当社までお申し出いただければ冊子をお送りいたします。

SBI生命　契約申込サポートデスク

0120-272-060

受付時間 9:00 ～ 18:00（土日・祝日・年末年始を除く）
※携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

［取扱代理店］

［引受保険会社］

SBI生命保険株式会社
〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
http://www.sbilife.co.jp/

募文M-1802-023-DA 8M-006-003-A（18.07）60,000 MK　2018年7月